

萩原進氏の「韓国労使関係の 歴史的展開と現状の基本問題」批判

研究者にとってエシックスとは何か

渡辺 勉

法政大学大原社会問題研究所編『現代の韓国労使関係』〔御茶の水書房〕の巻頭論文、萩原進氏の「韓国労使関係の歴史的展開と現状の基本問題」〔以下「基本問題」と略す〕を読み、今日まで日韓労働者の連帯活動に関わってきたものとして、以下の諸点に関して疑問を抱いた。その疑問は、研究者のエシックスに関わる問題として私は受けとめている。私は今日まで大原社会問題研究所の仕事に大きな敬意を払ってきたが、なぜ今回の萩原論文のようなものが、日韓労使関係の「共同研究の成果」〔はしがき〕として、しかも巻頭論文として掲載されたのであろうか。

私は萩原氏の書かれた論文をこれまで注意して読んできたわけではないので、この「基本問題」が萩原氏の今日までの研究生活でどのような位置を占めるか、判断する能力を持ちあわせていない。しかし、批判文を執筆する以上、萩原氏が今日まで執筆された論文に目を通しておくべきだと思い、図書館やいくつかの研究所を訪れ、萩原氏が執筆された数本の論文を読んだ。それらはいずれも1970年代中期に執筆されたもので、ニクソン政権下の米国労働運動や1970年代中ごろのタイの経済危機と民衆運動を記述したもので、ハンガリー訪問記なども含まれていた。それらの論文のもつ政治的スタンスは明らかに私とは異なっており、同意しかねるものが多かったが、萩原氏がどのような政治的立場に立脚して活動されていたのかを理解することは出来た。その当時の主張と今回の論文との落差がなぜ生まれたのか、大変興味のあることではあるが、ここではとりあえず論文に即して、私の批判を展開したい。

ここで私自身の立場を最初に明らかにしておきたい。私は1960年初頭から総評傘下の中小単産の専従役員として、1990年代初頭まで組織化や争議に明け暮れてきた。主たる活動のフィールドは中小企業労働運動だったが、労働運動の変革を志す上で、労働者・労働組合の国際連帯活動のもつ役割に注目してその分野の活動にも多くの時間を割いてきた。韓国の労働運動への関心は、1970年代の韓国女性労働者の困難な闘いに、日本のキリスト者と共に連帯することから始まった。

「基本問題」への批判は次の点に尽きる。「基本問題」の結論部分、第三節第三項の「労使関係の安定を阻むもの」の中で、「韓国労使関係の安定化には三つの障害があり、この障害物の除去は容易ではないと思われる」として、その障害物を掲げている。第一の障害物は「北韓の経済危機の深化による緊張の高まりである。ソ連・東欧での共産党政権の崩壊は、韓国の学生と知識人のラジカリズムの熱気をさましはしたが、依然として主体思想や新マルクス主義を信ずる革命的左派が韓国には多い。この潮流は、韓国革命とかアメリカ帝国主義の支配からの独立といった妄想を信じて、

地下で活動をしている。さらに韓国のプロテスタント系の牧師やカトリック系の神父には、社会革命に夢中になっている人がおり、その影響力は相当なものである。韓国の労働組合が、この種の思想集団と結びついているかぎり、労使関係が安定化する可能性は小さい」〔22 - 23頁〕と結論付けている。

「主体思想を信じる革命的左派」が労使関係の安定化を阻害するほどに大きな力を持って、「地下で活動をしている」ことは本当か。何時、どこで、どのようなグループ/集団が「地下で活動をしている」のか、萩原氏はその事実を明示する責任がある。余計なことだが一言。「…妄想を信じて〔下線渡辺〕、地下で活動をしている」というような表現は、今まで社会科学の論文ではあまり見うけなかったが、このような表現がこれから流行りだすのであろうか。

私の萩原批判の主眼目は、引用文の後半部分、宗教者〔キリスト者〕の活動に関するくだりである。この部分に関して、萩原氏は臆面もなく無知さ加減をさらけ出している。「基本問題」の中で、宗教者のことに触れている箇所はこの最終結論部分だけである。前後の文脈と関係なく、突如として唐突とも思えるキリスト者批判を萩原氏は開始している。私はキリスト教の信者でもないが、萩原氏のような批判に対しては、キリスト者に代わっても論陣を張りたいと思っている。それほど萩原氏のこの部分は事実にも反するし、とに角下品である。

まず最初に、萩原氏に質問をしたい。萩原氏はプロテスタントの系の牧師やカトリック系の神父たちの動向に大変不安感を抱いておられるようだが、それは何時の時代の宗教者の活動を指しているのだろうか。1970年代のことだろうか、それとも現在のことだろうか。韓国での宗教者（とりわけキリスト教）の社会運動への関わりは、1970年代と今とは大きく異なっていることを萩原氏もご存知のことと思う。労使関係の安定化の阻害要因として宗教者の活動があると断言している以上、それは現在のことを指しているのだろうか、その根拠を明示していただきたい。

次に、宗教者が「社会革命に夢中になって」といっていると批判されているが、そのようなことが韓国の戦後史にあったのだろうか、この点も是非明らかにしてほしい。しかも萩原氏は、宗教者の活動が、「労使関係の安定化」の阻害要因となっており、しかもその人たちが「社会革命に夢中になっている」と断言されているが、そのような事態がいつあったのか。

また、ここにいう韓国の労働組合とは、韓国労総のことだろうか、民主労総のことを指しているのだろうか、それとも労組全体を指しているのであろうか。1970年代には、韓国労総は民主化を求める労働者たちの闘いとそれを支援するキリスト者の活動を抑圧する側に回っていたし、民主労総が発足したのは1995年のことである。時代によって対象が変わってくる以上、「韓国の労働組合」といった普通名詞で厳密さを回避する表現は、研究者の取るべき手法ではないだろう。

「この種の思想集団」というくだりは、萩原氏がこの表現に何を含意させたいのか私には理解できない。そもそも「この種」とは何か。萩原氏によれば宗教者の信仰に基づく活動も、「この種の思想集団の活動」になる。戦前日本の『特高月報』のような品のない表現は研究者に相応しくない。このような下品な表現が、社会科学の文献に大手を振って登場するようになるのだろうか。

さて、なぜ萩原氏は一足飛びに乱暴な結論へと飛躍したのだろうか。その秘密は「基本問題」の最初の仮説の立て方の中にある。萩原氏は仮説を次のように立てている。少々長くなるが引用したい。「韓国経済のめざましい発展が、朴正熙軍事政権の下で進行したために、『韓国モデル』の評価

をめぐって民主化を期待する人々からの批判が絶えず、論争は今日でも続行しているといえよう。『韓国モデル』論争の論点は多岐にわたるが、ここでは枢要と思われる一点に論点を絞って、『韓国モデル』について考えてみたい。その一点とは、韓国政府の開発政策の中軸が、輸出指向工業化政策を担保するための『低賃金政策』に置かれ、そのために労働組合運動の抑圧、労働者政党の結社禁止などの『開発独裁』体制がしかれたということ、換言すれば『韓国モデル』とは非民主的な『開発独裁モデル』以外の何物でもないという批判的論評の妥当性についてである」(4頁)。この「批判的論評」に対する異議申立てに萩原氏の力点が置かれている。この仮説の立て方自体の中に萩原氏の主張が見て取れる。萩原氏はこのひとつの仮説を論証するために最低限必要な道具立てだけに絞って分析を進めて行く手法にこだわったため、一切の目配りがおろそかになり、韓国社会の中で実際に起こっていた事態にまで分析が及ばなかった。複数の仮説の妥当性を排除し、闇雲に「結論」へと突進することになる。別の見方をすれば、仮説の前に、すでに牢固とした「結論」があり、その命題を導き出すために必要とされる事実を拾い集めたのだとみなせば、結論の乱暴さも納得がいく。

たとえば労働組合の争議権の制限に関して朴正熙政権のとった調停制度に対して萩原氏は次のように言う。「『国家保衛に関する特別措置法』第9条第1項の規定は、労働庁の例規〔103号、106号〕と照合すると、その特徴を以下の三点に要約することができる。第一に、労使の紛争に対して調停前置を導入したことであり、第二に調停の役割は労使の合意を促進することに置かれたのであり、第三に調停不調の場合、調停人が提案する調停案は強制仲裁としてあつかわれるということである。この保衛法第9条の調停制度は争議権が法認されてない公共部門の労使紛争の処理策としてアメリカなどで用いられてきたfinal offer arbitrationを、民間部門に適用したものと言ってよい。従って、民間部門における労働組合のストライキ権は、保衛法第9条によって非常事態下においては凍結されたとみなしうる」(14-15頁)と述べている。萩原氏が調停制度に着目して行論を進めるのは勝手だが、その立論の前にどうして労働法全体が著しく歪められて行く過程に注目しないのだろうか。そこに注目するかどうかで、仮説も大きく変わってくるだろうし、別の視点も導入することが必要となるだろう。このようにアメリカの調停制度との乱暴なアナロジーがどうして可能となるのだろうか。1971年12月、朴正熙大統領が「非常事態宣言」を發布し、その直後に「保衛法」を施行した。その過程で団体交渉権と団体行動権は大きく制限を受けることとなったが、団結権には法規上何ら制約が加えられなかった。にもかかわらず、労組の結成をめぐり、新たな労組指導部の誕生をめぐり、数多くの争議が激増する。1970年代の韓国における労使紛争の多くは団体交渉権や団体行動権に関する争いの前に、団結権そのものの争いが頻発した。着目しなければならぬのは、交渉権や争議権の前に団結権が争点となったことの意味を解き明かすことから始めなくてはなるまい。アメリカを専門に研究されている萩原氏が、アメリカの紛争処理システムをここで紹介する際に、比較の前提となる条件の差異に言及されないのは、研究者としてあまりにも怠慢であり、杜撰だと言われても反論のしようがあるまい。このような杜撰さは、この論文のそこかしこに見つけられる。

私が萩原氏に要望したいことは、ただ一つの仮説を強引に結論に結びつける前に、激しく揺れ動いた韓国社会の動乱の中に、その歴史の中に謙虚に身をおいて見ることである。「官庁による労使

紛争の調整が保衛法下でどのように行われ、いかなる結果を生んだかは、資料が入手しえないので判断できない」〔15頁〕などと嘆いて見せる前に、事実を直視する勇気さえあれば、70年代から今日までの韓国労働者の悲痛な叫びに耳を傾けることも、多くの証言を手にして読むことも可能である。官庁の資料よりもっと豊かで正確な事実満ちている文書が、1970年代半ばから今日まで日本でも数多く出版されているし入手可能である。1970年代を彩る東一紡織、YH貿易、コントロール・データ、元豊紡績、韓国毛紡などの争議記録は、「官庁による労使紛争の調整が保衛法下でどのように行われ」たかを雄弁に私たちに語ってくれる。誤解しないでほしいが、私が官庁資料や統計を無視すると主張しているのではない。官庁の資料はそれはそれで有効なものだ。その資料の有効性を確認するためにも、民衆の「流言蜚語」にも耳を傾けてほしい。労使間の争いが激しく闘わされていた時代を正確に把握しようとするならば、注意深く双方の資料に当たることは研究者にとって最低の義務ではなからうか。萩原氏の資料の読みこみが、もっとも労使関係が激しく揺れ動いていた時代の一方の当事者である朴正熙などの政府側の資料に傾斜しすぎている。団体交渉権以前に団結権そのものが奪われ、「調停前置」も「強制仲裁」に至りようもなかったことが、民衆の側の資料に目を通すならば即座に分かるはずだ。

暴力を振るわれ、性を陵辱され、解雇され、逮捕される女性労働者の生存の叫びに、涙と祈りを持って激励し続けたのはキリスト者たちだった。「民と共にある」ことに全てをささげた信仰は、萩原氏の指摘される通り、為政者にとっては「社会革命に夢中になっている」「思想集団」に見えたかもしれない。為政者にそう見えたことはいたしかたないが、萩原氏にもそう見えたというのは、研究者の眼力のなさに結果することである。


萩原氏と私はそう大きく年代の違いはない。韓国の民衆が生きるための叫びを訴えていた時、また金芝河や金大中救援活動が大きく日本で燃え上がっていた時に、萩原氏はそれらに関心を寄せられたことがなかったのだろうか。『韓国からの通信 TK生』（岩波新書）のシリーズや金芝河の『良心宣言』や『苦行 1974年』を一度も手にされたことがなかったのだろうか。韓国における激動の70年代に時代の息吹を身をもって体験されなかったのであろうか。何もキリスト者に限らない、多くの研究者も金芝河や金大中氏救援にしばしばソウルを訪れたりもした。その方々が書かれた文章や法廷の記録をひもどくことは、決して「妄想を信じて地下で活動する」こととは別のことで、人権の尊さと気高さを私たちに教えてくれるはずである。

今回、論文を執筆するために、いくつかの雑誌のバックナンバーをくってみた。氏が韓国について執筆された文章をみつけることはできなかったが、その雑誌のバックナンバーの中には数編の朝鮮問題に関する論文を読むことが出来た。それらに共通することは、朝鮮民主主義人民共和国に高い評価を置く一方で、韓国は「韓」国と表記され、アメリカの軍事力を背景にした傀儡政権であるという規定となっていた。これらの論文の執筆者と萩原氏は直接関係はないし、私もそのことを結び付けようとは思わない。だが、1970年代に萩原氏が執筆された数編の論文と、今回の論文との間には懸架しようのないほどの開きがある。『ハンガリー訪問の思いで』（『月刊国際労働運動』1978年5月号）で、当時のハンガリーのカダール政権に心を寄せられていた萩原氏が、なぜ今回の様に「この種の思想集団」といった表現を使うまでの転換をされたのであろうか。私は萩原氏の転換を批判しているのではない。誰でも自分の思想や主張を大きく変えることはあるだろう。私も過去に

書いたものと現在書きつけているものとの間には、大きな開きがある。問題は、その転換の過程を研究者〔私のような実践家も〕は、誰の目にも可視的なものとして明示する良心が求められているのだと私は思っている。その面から見て、萩原氏が「北韓」という表記をされていることに、なんとも表現のしようのない違和感を私は抱いた。韓国の為政者がかつて、北朝鮮を「北傀」と呼んでいたが、最近では「北韓」と呼んでいるようだ。だが、日本の研究者が朝鮮半島の二つの国家をどう呼ぶかはきわめて微妙なものを含んでいるように私には思える。萩原氏が「北韓」という呼称を何の説明もなしに使われていることに私は別の感じを抱いた。

最後に、この萩原論文を巻頭論文として「共同研究の成果」にした大原社会問題研究所の編集方針について私の疑問を提起して終わりとしたい。今日まで、私は大原社研の仕事に多大な敬意を払ってきた。労働社会運動関係資料の収集と編纂の成果を私も利用させていただいたし、内外の研究者や実践家にその便宜を提供してくれた。それだけではない、幾多の出版物の恩恵にもあずかった。『現代の韓国労使関係』の中の諸論文からも多くのことを教わった。それだけに、萩原論文の様に事実を歪め、断定によって人を傷つける論文が巻頭を飾っていることに正直のところ驚いている。編集委員会の内部チェックが機能しない共同研究の危うさを感じたことを最後に付け加えておきたい。

(わたなべ・べん 国際労働研究センター顧問)



2000 January
No.37

女性労働研究
The Bulletin of
the Society for
the Study of
Working Women

女性労働問題研究会 編

研究と運動を ジェンダー視点でつなぐ 女性労働についての研究誌

『女性労働研究』37号 (2000年1月発行)

<p>巻頭 時代の転換と労働運動フェミニズムの可能性 木下武男 一年功制・能力主義の改組と女性労働</p> <p style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">座談会 女が働くことはフツツになつたか?—それぞれの職場から—</p> <p style="background-color: #333; color: white; padding: 2px;">特集 「女性二〇〇〇年会議」に向けて—自治体女性政策の展開と課題—</p> <p>女性二〇〇〇年会議と日本の課題 橋本ヒロ子 自治体女性政策の到達点と課題 渋谷敦司 阪神間自治体の女性政策の課題と展望 朴木佳緒留 福島県における女性政策の展開 千葉悦子 小規模自治体の女性政策 浅野富美枝 —埼玉県吉川市のケース—</p> <p>スウェーデンから学ぶもの 伊田広行 —個人単位政策によって男女平等を達成した福祉国家—</p> <p>〈研究論文〉 家族介護と介護の社会化 中井紀代子 —日本型ジェンダー構造からの離脱をめざして—</p>	<p>本体価格 1,500円 年間定期購読料 3,300円<年2回・送料込></p> <p>〈申込み先〉 郵便：〒113-0021 東京都文京区本駒込5-16-9 学会センターC21 日本学会事務センター気付 女性労働問題研究会 FAX：045-962-6031</p> <p>編集・発行：女性労働問題研究会 発 売：ドメス出版 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-3-15</p>
---	---